全体で外来種に関する認識を向上させます。さらに、子供たちも将来の外来種対策を担う重要な人材であることから、1）②で示す取り組みにより学校現場等での人材育成を推進します。また、2）①のネットワークを通じた情報交換より各地域の構成メンバーの育成にも努めます。

【環境部】【教育委員会】【保健医療部】【土木建築部】【農林水産部】

② 技術開発

外来種対策は対象種ごとに捕獲や探索の方法が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが防除の課題となっている場合があります。生態系等への影響が大きい外来種については、早急に対策技術の開発を進める必要があります。

重点対策種の防除を推進するためには、捕獲や探索等の技術開発が不可欠です。各防除事業において行政・民間企業・研究機関等と連携して技術開発を進めます。また、重点予防種についても侵入を探知するモニタリング手法や発見された際の初期防除の手法について技術開発を進めます。また、外来種の利活用検討にあたっては、生態系への影響を踏まえた調査・研究に努めるとともに、必要に応じて拡散防止技術等の開発も行います。

【環境部】【保健医療部】【土木建築部】【農林水産部】

（２）侵入の防止（予防）

１）意図的外来種への対策

① 普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法における特定外来生物は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生物多様性等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に逸出する危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、県民一人ひとりが外来種の危険性を認識し、適正飼養や野外への逸出を予防することが効果的です。このため、『（１）１）普及啓発』では、上記の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。農業や緑化に利用されている外来植物の中には、野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、「外来植物の適正利用方針」を定め、生態系等への影響が大きい外来植物の逸出防止の取り組みを進めます。

【環境部】【農林水産部】【土木建築部】

(2)　侵入の防止（予防）

ア　意図的外来種への対策

（ア）　普及啓発

県内には多数の動植物が、産業用（家畜用、栽培用、緑化用、食用など）、観賞用（ペット、園芸用）などとして移入・輸入されています。外来生物法で指定する特定外来生物及び沖縄県希少野生動植物保護条例で指定する指定外来種は野外へ放つことなどが禁止されていますが、その他の外来種については規制がないことから、本県の生態系等に影響を及ぼす可能性のある外来種が導入され、野外に逸出・拡散する危険性があります。

意図的に導入される外来種への対策は、外来種が生態系等へ及ぼす影響について県民一人ひとりが責任を持ち、適正飼養や野外への逸出・拡散を予防することが効果的です。このため、『(1)ア　普及啓発』では規制のない外来種の観点も踏まえて取り組みます。

特に植物については、農業では農作物や牧草、緑肥植物などに多様な外来種が利用されています。道路、公園、公共施設などでも緑化のために県外から持ち込まれた植物が利用されています。農業や緑化に利用されている外来種の中には、アメリカハマグルマなど野外に定着し在来種への影響が懸念されている種もあることから、令和２（2020）年３月に「外来植物の適正利用方針」を作成し、生態系等への影響が大きい外来植物の拡散防止の取組を進めています。

【環境部】【農林水産部】【土木建築部】

（イ）　産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であるが、代替性がなく、利用において逸出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を、外来種リストでは、「産業管理外来種」として指定しています。

セイヨウオオマルハナバチは基準を満たしたハウス内でのみ飼育が外来生物法で許可されますが、沖縄島では野外における逸出個体が確認されています。

産業管理外来種については、それぞれの種について「産業管理外来種の適正管理計画」を定め、逸出防止の取組を進めます。

【環境部】【農林水産部】

（ウ）　条例による対策

外来生物法では特定外来生物の飼育、栽培、保管及び運搬、野外へ放つ、植える及びまくこと等を禁止していますが、特定外来生物以外の外来種も生態系等へ大きな影響を与えることがあることが知られています。特定外来生物以外の種で、希少野生動植物種に係る生態系に被害を及ぼすおそれの大きい種については、沖縄県希少野生動植物保護条例で指定外来種に指定し、野外への放出等を禁止するとともに飼育や栽培等の制限を行い、侵入リスクの低減や定着の予防に努めます。

【環境部】

（ア）普及啓発

・特定外来生物及び指定外来種以外の外来種については規制がないため野外に逸出・拡散する危険性があること、外来種が生態系等へ及ぼす影響を認識し、規制のない外来種の観点を踏まえて取り組む必要があること等について記載した。

「(イ）産業管理外来種」と「(ウ）条例による対策」については、内容が重複するため、次頁に示した。

② 産業管理外来種

外来種リストでは、産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系への影響がより小さい代替性を有するものがないため、利用において移出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を「産業管理外来種」として指定しています。

産業管理外来種については、それぞれの種について「産業管理外来種の適正管理計画」を定め、逸出防止の取り組みを進めます。

【環境部】【農林水産部】

産業管理外来種リスト（2018 年度版）

分類群	目	科	種名
昆虫類	ハチ	ミツバチ	セイヨウオオマルハナバチ
			クロマルハナバチ
			セイヨウミツバチ



セイヨウオオマルハナバチ



クロマルハナバチ



セイヨウミツバチ

③ 条例等による規制

外来生物法では特定外来生物の飼育、栽培、保管及び運搬、野外へ放つ、植える及びまくこと等を禁止しています。外来種リストで示すとおり、本県では特定外来生物以外の外来種も生態系

（再掲）

（イ）　産業管理外来種

産業又は公益的役割において重要であるが、代替性がなく、利用において逸出等の防止のための適切な管理が必要な外来種を、外来種リストでは、「産業管理外来種」として指定しています。

セイヨウオオマルハナバチは基準を満たしたハウス内でのみ飼育が外来生物法で許可されますが、沖縄島では野外における逸出個体が確認されています。

産業管理外来種については、それぞれの種について「産業管理外来種の適正管理計画」を定め、逸出防止の取組を進めます。

【環境部】【農林水産部】

（ウ）　条例による対策

外来生物法では特定外来生物の飼育、栽培、保管及び運搬、野外へ放つ、植える及びまくこと等を禁止していますが、特定外来生物以外の外来種も生態系等へ大きな影響を与えることがあることが知られています。特定外来生物以外の種で、希少野生動植物種に係る生態系に被害を及ぼすおそれの大きい種については、沖縄県希少野生動植物保護条例で指定外来種に指定し、野外への放出等を禁止するとともに飼育や栽培等の制限を行い、侵入リスクの低減や定着の予防に努めます。

【環境部】

（イ）産業管理外来種

- 現行計画では、産業管理外来種の具体的な対象種を掲載していたが、利用状況や代替技術の開発、生態系への影響に関する新たな知見等に応じて対象種を見直す必要がある。
- このため、改訂後の行動計画では具体的な対象種のリストは掲載せず、最新の「沖縄県対策外来種リスト」に基づき、各種の適正管理計画により適切な管理を推進することとした。

（ウ）　条例による対策

- 「沖縄県希少野生動植物保護条例」による外来種対策について記載した。

等へ大きな影響を与えることが懸念されており、対策が必要となっています。リストの中で特に危険性の高い種については、条例等による飼育や栽培等の制限を検討します。

【環境部】

２）非意図的外来種への対策

上砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。

これらの非意図的外来種に対しては、モニタリングにより侵入を予防することが重要です。特に外来種の侵入経路になる可能性の高い県外からの貨物船が利用する港湾、輸入物資が一次保管される保税蔵置場等において、定期的なモニタリング調査を実施します。また、環境省、税関、植物防疫所、動物検疫所、港湾・空港関係者、運輸関係者等の関連する機関と連携した情報収集及び情報共有を行います。

また、港湾等の侵入口を越えて県内に侵入した外来種については、県民や事業者等が発見することが想定されます。そのため、『（１）１）普及啓発』の取り組みにより、対策の必要な外来種を見つけた場合に速やかに情報提供を行うよう、周知を行います。

モニタリングにより、重点予防種等の外来種の侵入が確認された場合は、速やかに（３）１）に示す初期防除を行います。

【環境部】【土木建築部】

（３）防除の推進

１）早期発見と初期防除（重点予防種）

① 早期発見・防除計画の整備

外来種リストでは、沖縄県内には未定着であり侵入した際の生態系への影響が大きい外来種を「重点予防種」として指定しています。重点予防種については侵入・定着を予防し、発見した場合は初期防除を行い、県内への侵入を防ぐ必要があります。

重点予防種については、それぞれの種について「早期発見・防除計画」を定め、侵入防止の取り組みを実施します。

【環境部】

イ　非意図的外来種への対策

（ア）　物流・工事等における外来種対策

土砂搬入、輸入や国内物流における物品、梱包材や車両等への付着・混入、船体への付着などにより意図せず外来種が侵入する可能性があります。

これらの非意図的外来種に対しては、モニタリングにより侵入を予防することが重要です。特に外来種の侵入経路になる可能性の高い、海外や県外、県内離島からの物流拠点となる主要な港湾・空港、輸入物資が一次保管される保税蔵置場等において、国や港湾管理者等と連携の上で、定期的なモニタリング調査を実施します。また、環境省、税関、植物防疫所、動物検疫所、港湾・空港関係者、運輸関係者等関連機関と連携して情報収集及び情報共有を行います。

また、港湾等の侵入口を越えて県内に侵入した外来種の発見のためには、県民や事業者等の協力が必要です。そのため、『(1)ア普及啓発』の取組により、対策の必要な外来種を見つけた場合に速やかに情報提供を行うよう、周知を行います。

モニタリングにより、重点予防種等の外来種の侵入が確認された場合は、速やかに(3)ア(イ)に示す初期防除を行います。

【環境部】【土木建築部】【農林水産部】

（イ）　条例による対策

公有水面埋立事業においては、県外から多量の埋立用材が搬入される可能性があり、その埋立用材に混入した特定外来生物が本県へ侵入するおそれがあることから、県では、「公有水面埋立における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」により、届出を義務づけるとともに、埋立用材に付着・混入する特定外来生物の防除手法等の確認や埋立用材の特定外来生物の混入のおそれのある場所において立入調査等を実施することによって、県内に特定外来生物が持ち込まれることがないよう努めます。

【環境部】

(3)　防除の推進

ア　早期発見と初期防除（重点予防種）

（ア）　早期発見・防除計画の整備

沖縄県は平成 30（2018）年度に、県内において対策が必要な外来種と侵入予防が必要な「沖縄県対策外来種リスト」（以下、「外来種リスト」という。）を作成・公表しました。外来種リストでは、沖縄県内には未定着であるが侵入した際の生態系等への影響が大きい外来種を「重点予防種」として指定しています。重点予防種については侵入・定着を予防し、発見した場合は防除を行い、県内への定着を防ぐ必要があります。

重点予防種については、それぞれの種について「早期発見・防除計画」を定め、侵入防止の取組を実施します。

【環境部】

イ　非意図的外来種への対策

・非意図的外来種への対策については、対策手法の違いを踏まえ、「（ア）物流・工事等における外来種対策」と「（イ）条例による対策」に分けて整理した。

・これにより、普及啓発やモニタリング等による侵入予防の取組と、条例に基づく規制措置を区分し、それぞれの対策内容を明確化した。

ア　早期発見と初期防除（重点予防種）

・現行計画では、重点予防種について具体的な対象種を掲載していたが、外来種が侵入した際の生態系への影響、国や県の制度改正などにより、優先的に対策を講じるべき種は変化する。

・このため、改訂後の行動計画では特定の対象種は掲載せず、最新の「沖縄県対策外来種リスト」や各種防除計画等に基づき、状況に応じて重点予防種を見直しながら、戦略的に対策を実施することとした。

1

重点予防種リスト（2018 年度版）

分類群	目	科	種名
哺乳類	ネコ	アライグマ	アライグマ
爬虫類	カメ	カミツキガメ	カミツキガメ
昆虫類	ハチ	アリ	アルゼンチンアリ
			アカカミアリ
			ヒアリ
クモ類	クモ	ヒメグモ	セアカゴケグモ

2



アライグマ



カミツキガメ



アルゼンチンアリ



アカカミアリ



ヒアリ



セアカゴケグモ

3　※ 写真：環境省　外来種写真集（https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html）

② 関係者との連携による緊急防除の検討

重点予防種の侵入が確認された場合、分布を拡大する前の段階で防除することが重要です。関係者と連携し、緊急的に防除が実施できる体制等について検討を行います。

【環境部】

２）戦略的な防除の実施（重点対策種）

外来種リストでは、沖縄県内に定着しており生態系への影響が大きいことから優先的に防除を実施する必要がある外来種を「重点対策種」として指定しています。最も優先順位が高い外来種としてそれぞれの種について「防除計画」を定め、各主体がそれぞれの役割において防除を中心とした戦略的な対策を実施します。

【環境部】【保健医療部】【農林水産部】

重点対策種リスト（2018 年度版）

分類群	目	科	種名
哺乳類	ネコ	ネコ	ノネコ（イエネコの野生化したもの）
		マングース	フイリマングース
		イタチ	ニホンイタチ
		イヌ	ノイヌ（イヌの野生化したもの）
	ウシ	イノシシ	ニホンイノシシ（イノブタを含む）
鳥類	キジ	キジ	コウライキジ
			インドクジャク
爬虫類	有鱗	イグアナ	グリーンアノール
		ナミヘビ	タイワンスジオ
		クサリヘビ	タイワンハブ
両生類	無尾	ヒキガエル	オオヒキガエル
昆虫類	コウチュウ	コガネムシ	サイカブト（タイワンカブト）
植物	ー	キク	ツルヒヨドリ（ツルギク、ミカニア・ミクランサ）
			アメリカハマグルマ　（ミツバハマグルマ）

（イ）　関係者との連携による緊急防除の検討

重点予防種の侵入が確認された場合、速やかに防除することが重要です。関係機関と連携し、専門家の意見を踏まえ、緊急性や対応の優先順位を判断し必要に応じて緊急防除を実施します。

【環境部】

イ　戦略的な防除の実施（重点対策種）

外来種リストでは、沖縄県内に定着しており生態系等への影響が大きいことから優先的に防除を実施する必要がある外来種を「重点対策種」として指定し、その防除計画を定め、各部局がそれぞれの役割において防除を中心とした戦略的な対策を実施します。

また、環境省や市町村等の他の防除主体と連携し、必要に応じて防除対象種等について見直すとともに、各種の防除目標、対策方針等については各防除計画において見直し・設定を行った上で、外来種の防除を行います。

防除に当たっては、外来生物法等に定められた各主体の役割を基本とし、対策の優先順位を踏まえて目標を設定するとともに、生物多様性の保全上重要な地域における地域的な根絶や低密度管理など目標を明確にした上で、戦略的に防除を実施します。

【環境部】【保健医療介護部】【農林水産部】

防除目標のカテゴリー

カテゴリー	防除目標
目標 A　県内全域からの根絶	県内全域での根絶が可能と判断される状況であることから、沖縄県内全域からの根絶を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 B　重要区域からの排除	広域に分布し、県内全域からの根絶が困難であることから、生物多様性保全上の重要な地域からの排除を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 C　重要区域における低密度管理	地域的な根絶が困難であることから、生物多様性保全上の重要な地域における低密度化を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 D　拡散の防止	他地域への拡散を防止することを目指して、意図的・非意図的な移動を防ぐための取組や捕獲による分布域での低密度化を実施する

※状況に応じてカテゴリーの見直しを行うこととする。

イ　戦略的な防除の実施（重点対策種）

・現行計画では、重点対策種について具体的な対象種を掲載していたが、外来種の侵入・定着状況や被害の状況、防除の進捗、国や県の制度改正などにより、優先的に対策を講じるべき種は変化している。

・このため、改訂後の行動計画では特定の対象種は掲載せず、最新の「沖縄県対策外来種リスト」や各種防除計画等に基づき、状況に応じて重点対策種を見直しながら、戦略的に対策を実施することとした。

・防除目標のカテゴリーについては、防除目標に則り戦略的に防除を実施することから、現行計画を踏襲し掲載することとした。



ノネコ



フイリマングース



ニホンイタチ



ノイヌ



イノブタ



コウライキジ



インドクジャク



グリーンアノール



タイワンスジオ



タイワンハブ



オオヒキガエル



サイカブト



アメリカハマグルマ



ツルヒヨドリ

1

13

重点対策種（2018 年度版）の防除目標

重点対策種	防除目標のカテゴリー
ノネコ	目標 B　重要区域からの排除（やんばる地域）
フイリマングース	目標 B　重要区域からの排除（やんばる地域）
ニホンイタチ	目標 B　重要区域からの排除（宮古諸島）
ノイヌ	目標 B　重要区域からの排除（やんばる地域）
ニホンイノシシ	目標 B　重要区域からの排除（慶良間諸島）
コウライキジ	目標 D　拡散の防止（やんばる地域への拡散防止）
インドクジャク	目標 D　拡散の防止（西表島への拡散防止）
グリーンアノール	目標 D　拡散の防止（沖縄島中南部からの拡散防止）
タイワンスジオ	目標 D　拡散の防止（やんばる地域への拡散防止）
タイワンハブ	目標 D　拡散の防止（やんばる地域への拡散防止）
オオヒキガエル	目標 D　拡散の防止（沖縄島への侵入防止）
サイカブト	目標 C　重要区域における低密度管理（大東諸島）
ツルヒヨドリ	目標 B　重要区域からの排除（やんばる地域および西表島）
アメリカハマグルマ	目標 B　重要区域からの排除（希少植物生育地）

防除目標のカテゴリー

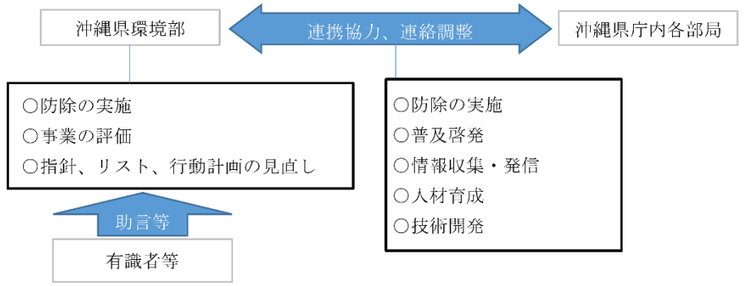
カテゴリー	防除目標
目標 A　県内全域からの根絶	県内全域での根絶が可能と判断される状況であることから、沖縄県内全域からの根絶を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 B　重要区域からの排除	広域に分布し、県内全域からの根絶が困難であることから、生物多様性保全上の重要な地域からの排除を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 C　重要区域における低密度管理	地域的な根絶が困難であることから、生物多様性保全上の重要な地域における低密度化を目指して、捕獲や再侵入の防止等の防除を実施する
目標 D　拡散の防止	他地域への拡散を防止することを目指して、意図的・非意図的な移動を防ぐための取り組みや捕獲による分布域での低密度化を実施する

※現時点で県内全域からの根絶（目標 A）を目標とした重点対策種はいないが、状況に応じてカテゴリーの見直しを行うこととする。

Ⅲ．計画の推進と見直し

（１）計画の推進体制

行動計画を推進するため、沖縄県環境部を中心として県庁内の各部局と連携・協力しながら「Ⅱ．外来種対策の行動計画」に示す取り組みを推進します。また、有識者等から助言をいただき、計画の推進状況の確認や見直しを行います。



行動計画の推進体制

（２）計画の進捗管理

行動計画を確実に推進していくためには、計画で示した項目の取組状況を把握していくことが必要です。このため、下記の実施項目について、毎年度の実施状況を確認します。

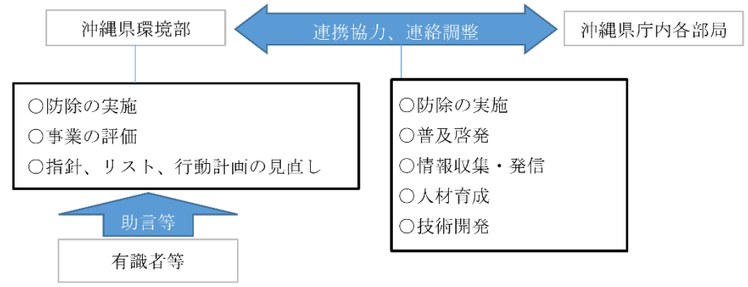
行動計画の進捗管理項目（対策基盤の整備）

実施項目			確認内容
（1）対策基盤の整備	1）普及啓発	① 県民全般	□ イベントへの出展数
		② 学校等	□ 資料・教材等の配布数
		③ ペットショップ・園芸ショップ等	□ チラシ・ポスターの配布箇所数
		④ 農林水産業従事者	□ 外来種に関する周知件数
	2）情報収集・情報発信	① ネットワークの構築	□ ネットワーク参加団体数
		② 分布情報の把握	□ 分布情報の収集・調査件数
		③ 外来種リストの更新	□ 外来種リストの更新の有無
		④ 情報発信	□ プレスリリース数 □ ホームページの更新の有無
	3）人材育成・技術開発	① 人材育成	□ 講習等の実施件数
		② 技術開発	□ 新規防除技術の有無

3　計画の推進と見直し

(1)　行動計画の推進体制

行動計画を推進するため、沖縄県環境部を中心として県庁内の各部局と連携・協力しながら「2　行動計画の内容」に示す取組を推進します。また、有識者等から助言をいただき、計画の推進状況の確認や見直しを行います。



行動計画の推進体制

(2)　行動計画の進捗管理

行動計画を確実に推進していくためには、計画に基づく取組の進捗状況を把握し、適切に評価・改善していくことが重要です。このため、各実施項目については、活動指標により毎年度の実施状況を確認します。また、計画全体の成果については、主要成果指標を設定し、その達成状況を把握・評価するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しや改善を図るなど、順応的な進捗管理を行います。

(2)行動計画の進捗管理

・現行の進捗管理は主に取組の実施有無を確認する方式だったが、今回の改訂で個別取組の実施状況を把握する「活動指標」と、計画全体の効果や目標達成度を評価する「成果指標」で区別して設定することとした。

行動計画の進捗管理項目（侵入の防止及び防除の推進）

実施項目			確認内容
（2）侵入の防止（予防）	1）意図的外来種への対策	① 普及啓発	※（1）1）及び2）を指標とする
		② 産業管理外来種	□ 各産業管理外来種の適正管理計画に基づく対策の実施項目数
		③ 条例等による規制	□ 条例等の規制に関する検討の有無
	2）非意図的外来種への対策	① モニタリング	□ 港湾・保税蔵置場周辺等におけるモニタリング調査の実施有無
（3）防除の推進	1）早期発見と初期防除	① 早期発見・防除計画の整備	□ 各重点予防種の早期発見・防除計画に基づく対策の実施項目数
		② 緊急防除の検討	□ 緊急防除体制検討の有無
	2）戦略的な防除の実施		□ 各重点対策種の防除計画に基づく対策の実施項目数

（3）計画の見直し

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、対策の効果を維持するためには順応的に計画を見直していく必要があります。

下記の表に示す時期を目安に、行動計画及びその他の計画等の進捗状況に応じた見直しを行います。また、次ページのフローに沿って、外来種の侵入状況等に応じた外来種リストの更新・見直しを行います。

各計画等の見直し時期

計画等の種類		期間	中間評価	見直し時期
外来種対策行動計画		5 年間	2022 年度	2024 年度
外来種リスト	更新	毎年	—	—
	見直し	3 年間	—	2021 年度
外来植物の適正利用方針		5 年間	2022 年度	2024 年度
産業管理外来種の適正管理計画		5 年間	2022 年度	2024 年度
重点予防種　早期発見・防除計画		5 年間	2022 年度	2024 年度
重点対策種　防除計画		各計画に記載された期間		

行動計画の進捗管理表

実施項目			実施内容	活動指標
（1）県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化	1)普及啓発	①県民等	・イベントの出展、テレビCM、ラジオ等による周知	□ イベント参加者数
		②学校等	・学校等への資料・教材等の周知、教師等の研修、出前授業の開催	□ 普及人数
		③ペットショップ・園芸ショップ等	・ペットショップ等への啓発資料の配布による周知、業界団体との協議	□ 周知事業者数
		④農林水産業従事者	・農家等への啓発資料の配布による周知、業界団体との協議	□ 周知農家数
		⑤土木・建設業、造園関係従事者	・土木・建設業、造園業関係事業者等への啓発資料の配布による周知、業界団体との協議	□ 周知従事者数
		⑥運輸業関係従事者	・運輸業関係事業者への啓発資料の配布による周知、業界団体との協議	□ 周知従事者数
	2)情報収集・情報発信	①ネットワークの構築	・ネットワーク構成員への情報照会	□ 情報提供数
		②分布情報の把握	・分布情報の収集・調査	□ 収集件数
		④情報発信	・プレスリリースの実施	□ プレスリリース数
			・ホームページの更新・内容の拡充 ・ホームページの周知	□ ホームページ更新回数
	3)人材育成・技術開発	①人材育成	・講習会等の開催	□ 受講者数
		②技術開発	・各種の重点対策種等の防除計画で取組実施	□ 新規技術開発件数
（2）侵入の防止（予防）	1)意図的外来種への対策	①普及啓発	(1)の 1)及び 2)の実施	
		②産業管理外来種	・産業管理外来種の適正管理計画に基づく取組実施	□ 適正管理計画の実施項目数
		③条例等による対策（希少野生動植物保護条例）	・指定外来種の防除等取組実施	□ 指定外来種の防除等取組の有無
	2)非意図的外来種への対策	①物流・工事等に関する外来種対策	・各種の重点予防種等の早期発見・防除計画に基づく取組実施	□ 主要港湾等におけるモニタリング実施数
		②条例等による対策(外来生物侵入防止条例)	・県外から搬入される埋立用材に関する届出の提出による防除の確認、立入調査の実施	□立入調査実施件数
（3）防除の推	1)早期発見と初期防除	①早期発見・防除計画の整備	・各種の重点予防種の早期発見・防除計画に基づく取組の実施	□ 防除計画の実施項目数
		②緊急防除の検討	・緊急防除体制の検討	□ 体制検討の有無
	2)戦略的な防除の実施		・各種の重点対策種の防除計画での取組実施	□ 防除計画の実施項目数

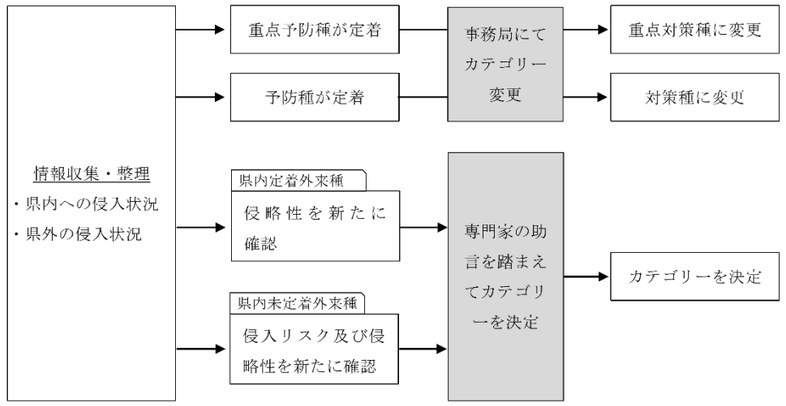
※計画全体の成果は、指針の将来像に掲げる「県民一人ひとりが外来種問題について責任を持ち」という考え方を踏まえ、下表に示す成果指標により評価する。

計画全体の成果指標

成果項目	対象施策	成果指標	目標値	確認方法・資料
県民の意識向上	普及啓発（県民等）	外来種問題について、理解が深まった・意識が高まった参加者の割合	R9 年度実績値を踏まえて設定	イベント等実施時のアンケート結果（毎年度）
次世代への継承	普及啓発（学校等）	外来種問題について、理解が深まった・行動をしたいと回答した受講者の割合	R9 年度実績値を踏まえて設定	出前授業実施時等のアンケート結果（毎年度）

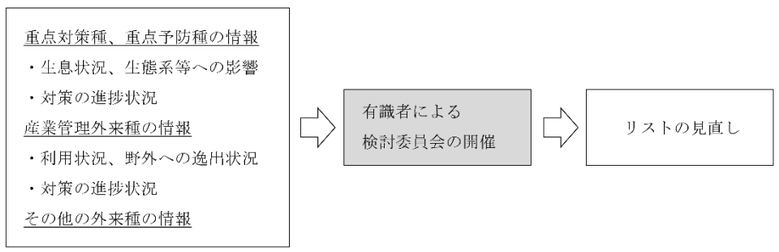
・実施項目毎の進捗管理について、それぞれの実施内容の活動指標を設定した。

・計画全体として、指針の将来像に掲げる「県民一人ひとりが外来種問題について責任を持つ」考え方や確認方法・データ取得の実効性等を踏まえ、「県民の意識向上」、「次世代への継承」を成果指標として設定した。



※ 上記のフローに該当しない侵略的な外来種が確認された場合は、専門家の助言等を踏まえて順応的にリストの更新を行います。

外来種リストの更新フロー（毎年）



外来種リストの見直しフロー（3 年毎）

(3)　行動計画の見直し

グローバル化が進む今日では、新たな外来種が侵入する可能性が常に存在しています。また、過去に侵入した外来種が分布を拡大し、生態系等への影響が看過できない状況になる可能性もあります。このため、目標や指標等の見直し、対策効果の維持や検証を行うため、順応的に計画を改訂していく必要があります。

(4)　外来種リスト及び計画等の見直し

本県では、常に新たな外来種が侵入してくる可能性があることから、「外来種情報ネットワーク」や各調査研究等の情報を収集・整理し、適宜外来種リストの見直しを行います。

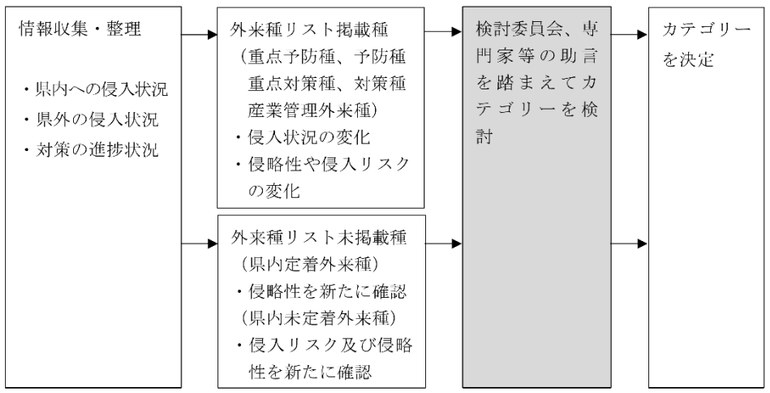
本計画では、重点予防種、重点対策種及び産業管理外来種を中心に進捗管理及び計画の見直しを行います。

特に影響の大きな外来種が侵入した場合や侵入のおそれがある場合は、早急に外来種リストに追加するなど柔軟に見直しを行います。

さらに、対策外来種の優先度について、外来種リストに記載される重点対策種及び重点予防種を対象に専門家等へのヒアリングを行うとともに、外来種対策検討委員会等により優先順位を検討・評価します。

各計画等の見直し時期

計画等の種類	期間	中間評価	見直し時期
沖縄県対策外来種リスト	適宜	－	－
外来植物の適正利用方針	10 年間	－	令和 18 年度
産業管理外来種の適正管理計画	10 年間	令和 13 年度	令和 18 年度
重点予防種　早期発見・防除計画	10 年間	令和 13 年度	令和 18 年度
重点対策種　防除計画	各計画に記載された期間		



外来種リストの見直しフロー（適宜）

(4)外来種リストの見直し

・外来種リストの見直しについて専門家等へのヒアリング、外来種対策検討委員会等による優先順位を検討・評価することとした。

・各計画等の見直し時期の「外来種対策行動計画」については、指針と同様に法改正等大きな外部変化があった時のみとするため、見直し時期を設定しないこととした。